

1. 件名：使用済燃料から分離した核燃料物質の国外移転に係る面談

2. 日時：令和4年7月29日（金）16時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、

小舞管理官補佐、荒井安全審査専門職、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

使用済燃料プロジェクト推進室 室長 他1名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名

新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部次長 他3名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力機構（以下「原子力機構」という。）から、使用済燃料を海外の再処理工場において再処理した際に分離した核燃料物質を、平和利用を目的とした協定を締結している国へ譲渡することについて、配付資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下のとおりコメントした。

- ・事業者間契約等における回収核燃料物質の平和利用の定義が、日本国内における定義と同等であることをどのように担保するのか説明すること。
- ・上記の説明においては、回収核燃料物質がフランスから第三国に移転される場合の適用の考え方についても併せて説明すること。

○原子力機構から、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1 ふげん使用済燃料の処分に係る設置許可変更について